

愛媛県における令和6年度の化学物質の 環境中への排出状況等について

R 8 . 3 . 30
環境・ゼロカーボン推進課
(089-912-2347)

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）」の第5条第2項に基づき、事業者から届出のあった令和6年度の愛媛県における化学物質の排出量等の状況について、次のとおり公表します。

このP R T R制度は、特定化学物質を排出する事業者が、自ら排出・移動量を把握し、毎年度、国に届出るとともに、国及び都道府県が、その集計結果を公表することにより、事業者の特定化学物質の削減に向けた取組を促進させるものです。

【愛媛県における令和6年度データのポイント】

(1) 届出事業所数

○434事業所（前年度443事業所と比べて9事業所減少）

(2) 届出総排出・移動量

○164物質・8,746トン（前年度9,613トンと比べて867トン減少）

（全国408,237トンの2.1%）

○内訳：届出総排出量：4,058トン（前年度3,791トンと比べて267トン増加）

届出総移動量：4,688トン（前年度5,822トンと比べて1,134トン減少）

1 総届出排出・移動量の状況

令和6年度における県内の総届出排出・移動量は8,746トンで令和5年度に比べて約9.0%減少しており、また、全国の総届出排出・移動量は408,237トンで令和5年度に比べ約1.0%増加しています。

2 排出量等の届出状況

令和6年度は、県内434事業所から届出がありました（前年度から9事業所減少）。市町別及び業種別の届出状況は、表1-1及び1-2のとおりです。

（届出対象事業者の要件については別紙をご覧ください。）

【表1-1 市町別の届出事業所数】

（ ）内は令和5年度の件数

市町名	件数	市町名	件数	市町名	件数
松山市	91(100)	伊予市	8(8)	砥部町	6(6)
今治市	63(62)	四国中央市	42(42)	内子町	7(7)
宇和島市	20(20)	西予市	14(14)	伊方町	8(8)
八幡浜市	17(17)	東温市	13(14)	松野町	1(1)
新居浜市	45(46)	上島町	10(10)	鬼北町	4(4)
西条市	48(48)	久万高原町	9(9)	愛南町	7(6)
大洲市	13(13)	松前町	8(8)	合計	434(443)

【表1-2 業種別の届出事業所数】

() 内は令和5年度の件数

業 種	届出事業所数		業 種	届出事業所数	
	全国	県内		全国	県内
金属鉱業	25	2(2)	その他の製造業	86	0(1)
原油・天然ガス鉱業	17	0(0)	電気業	181	4(4)
食料品製造業	436	4(5)	ガス業	52	0(0)
飲料・たばこ・飼料製造業 ^(注1)	164	1(1)	熱供給業	9	0(0)
繊維工業	147	3(3)	下水道業	1,943	38(38)
衣服・その他の繊維製品製造業	20	0(0)	鉄道業	75	0(0)
木材・木製品製造業	165	1(1)	倉庫業	109	1(1)
家具・装備品製造業	73	0(0)	石油卸売業	408	1(1)
パルプ・紙・紙加工品製造業	391	21(21)	鉄スクラップ卸売業	3	0(0)
出版・印刷・同関連産業	276	2(2)	自動車卸売業	5	1(1)
化学工業 ^(注2)	2,288	23(22)	燃料小売業	14,128	203(209)
石油製品・石炭製品製造業	551	13(13)	洗濯業	207	3(3)
プラスチック製品製造業	1,008	13(13)	写真業	0	0(0)
ゴム製品製造業	284	1(1)	自動車整備業	91	0(0)
なめし革・同製品・毛皮製造業	15	0(0)	機械修理業	16	0(0)
窯業・土石製品製造業	596	2(2)	商品検査業	29	1(1)
鉄鋼業	368	4(4)	計量証明業	24	1(1)
非鉄金属製造業	507	6(6)	一般廃棄物処理業	1,589	30(30)
金属製品製造業	1,766	8(8)	産業廃棄物処分業 ^(注6)	435	5(6)
一般機械器具製造業	742	15(16)	医療業 ^(注7)	111	0(0)
電気機械器具製造業 ^(注3)	1,114	3(4)	高等教育機関	134	2(2)
輸送用機械器具製造業 ^(注4)	1,150	15(15)	自然科学研究所	229	2(1)
精密機械器具製造業 ^(注5)	235	5(5)	合 計	32,208	434(443)
武器製造業	6	0(0)			

注1 酒類製造業及びたばこ製造業の届出を含む。

注2 塩製造業、医薬品製造業及び農薬製造業の届出数を含む。

注3 電子応用装置製造業及び電気計測器製造業の届出数を含む。

注4 鉄道車両・同部分品製造業、船舶製造・修理業及び船用機関製造業の届出数を含む。

注5 医療用機械器具・医療用品製造業の届出数を含む。

注6 特別管理産業廃棄物処分業の届出数を含む。

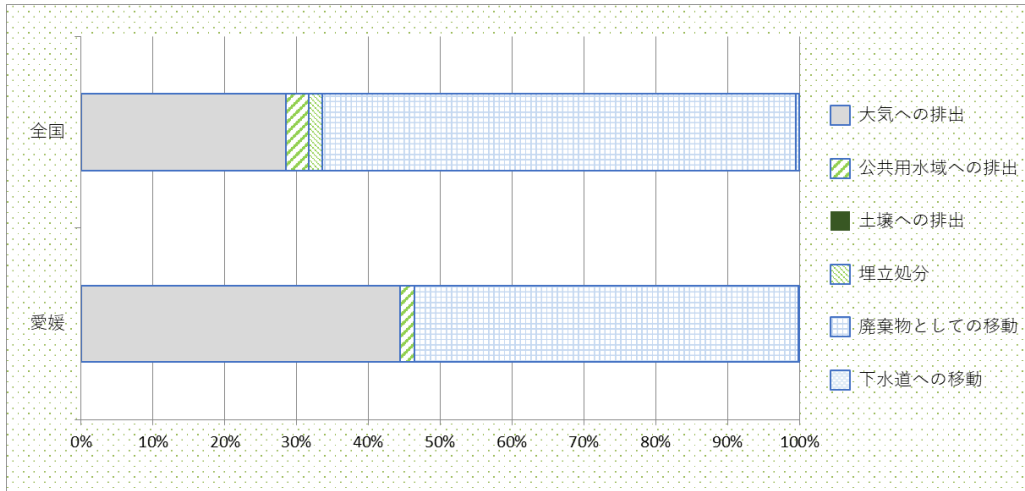
注7 医療業についてはH22年度把握分から追加。

3 集計結果の概要

(1) 総排出・移動量について

- ① 県内では、令和6年度の届出対象515物質のうち、164物質について届出があり、その総排出・移動量は、8,746トン（前年度比867トン減）であり、全国（408,237トン）の約2.1%を占めています。

そのうち、総排出量は4,058トン（前年度比267トン増）、総移動量は4,688トン（同1,134トン減）で、廃棄物としての移動量が比較的多い状況です（図1）。また、地域別総排出・移動量は、東予地域が県内の86.1%、中予地域が13.3%、南予地域が0.6%となっています（表2-1）。



【図1 総排出・移動量比率】

備考 1 排出とは、事業活動に伴って、対象物質が環境中（大気、公共用水域、土壌）へ出て行くことや同一事業所内に対象物質を含む廃棄物を埋め立てること（埋立処分）をいいます。
 2 移動とは、事業活動に伴って、対象物質を含む廃棄物が事業所外の場所に移されること（産業廃棄物として廃棄物処理業者に処分を委ねたり、自社の別の事業所に移して処分する等）や対象物質を含む排水を下水道へ放流することをいいます。

【表2-1 地域別排出・移動量】

() 内は令和5年度実績

地域	排出量(トン/年)	移動量(トン/年)	合計(トン/年)	県内比率(%)
東 予	3,642(3,392)	3,893(5,435)	7,534(8,827)	86.1(91.8)
中 予	375(376)	785(383)	1,160(759)	13.3(7.9)
南 予	42(23)	10(4)	53(27)	0.6(0.3)
計	4,058(3,791)	4,688(5,822)	8,746(9,613)	

備考 東予：今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町
 中予：松山市、東温市、伊予市、久万高原町、松前町、砥部町
 南予：宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

② 排出・移動量の多い市町、業種については、表2-2のとおりとなっており、上位5市で全体の約95%、上位5業種で全体の約92%を占めています。

【表2-2 排出・移動量の多い市町、業種】

・排出・移動量の多い市町

順位	市町名	排出量(トン/年)	移動量(トン/年)	合計(トン/年)	総排出移動量比(%)
1	今治市	1,363	2,209	3,572	40.8
2	新居浜市	379	1,380	1,758	20.1
3	西条市	1,285	184	1,469	16.8
4	松山市	321	578	899	10.3
5	四国中央市	473	113	586	6.7

・排出・移動量の多い業種

順位	業種名	排出量(トン/年)	移動量(トン/年)	合計(トン/年)	総排出移動量比(%)
1	船舶製造・修理業、船用機関製造業	2,569	167	2,735	31.3
2	化学工業	411	1,983	2,394	27.4
3	非鉄金属製造業	3	2,316	2,319	26.5
4	プラスチック製品製造業	317	7	324	3.7
5	パルプ・紙・紙加工品製造業	196	96	291	3.3

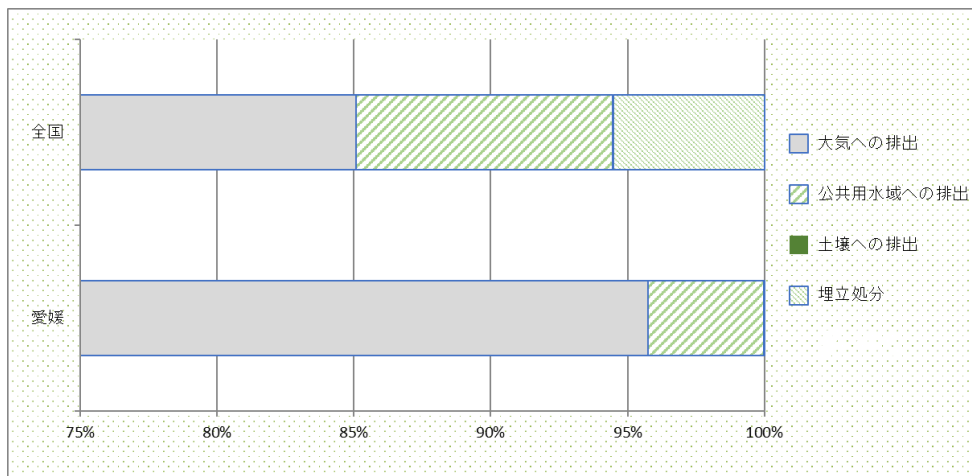
- ③ 排出・移動量の多い物質は、表2-3のとおりとなっており、上位5物質で全体の約74%を占めています。

【表2-3 排出・移動量の多い物質】

順位	物質番号	物質名	排出量 (トン/年)	移動量 (トン/年)	合計 (トン/年)	総排出移動量比 (%)
1	412	マンガン及びその化合物	7	2,132	2,139	24.4
2	300	トルエン	955	364	1,319	15.1
3	53	エチルベンゼン	1,236	80	1,316	15.0
4	80	キシレン	1,132	77	1,209	13.8
5	349	フェノール	0	462	462	5.3

(2) 総排出量について

- ① 県内総排出量の内訳は、大気への排出3,886トン（総排出量比95.8%、前年度比270トン増）、公共用水域への排出171トン（同4.2%、3トン減）、事業所内での埋立処分0.8トン（同0.02%、増減なし）、土壌への排出0トン（同0%、増減なし）となっており、全国総排出量（137,135トン）の約3.0%を占めています（図2）。



【図2 総排出量の排出先別比率】

- ② 排出量の多い市町、業種については、表2-4のとおりとなっており、上位5市で全体の約94%、上位5業種で全体の約91%を占めています。

【表2-4 排出量の多い市町、業種】

・排出量の多い市町

順位	市町名	排出量(トン/年)	総排出量比(%)
1	今治市	1,363	33.6
2	西条市	1,285	31.7
3	四国中央市	473	11.7
4	新居浜市	379	9.3
5	松山市	321	7.9

・排出量の多い業種

順位	業種名	排出量(トン/年)	総排出量比(%)
1	船舶製造・修理業、船用機関製造業	2,569	63.3
2	化学工業	411	10.1
3	プラスチック製品製造業	317	7.8
4	一般機械器具製造業	219	5.4
5	パルプ・紙・紙加工品製造業	196	4.8

- ③ 排出量の多い物質としては、表2-5のとおりとなっており、上位5物質で全体の約88%を占めています。

【表2-5 排出量の多い物質】

順位	物質番号	物質名	排出量 (トン/年)	総排出量比 (%)
1	53	エチルベンゼン	1,236	30.4
2	80	キシレン	1,132	27.9
3	300	トルエン	955	23.5
4	186	塩化メチレン	118	2.9
5	737	メチルイソブチルケトン	116	2.9

- ④ 大気及び公共用水域への排出の多かった物質としては、表2-6のとおりとなっており、前者では上位5物質で排出量の約92%、後者では約83%を占めています。

【表2-6 排出量の多い物質（大気、公共用水域）】

・大気

順位	物質番号	物質名	排出量 (トン/年)	総大気 排出量比(%)
1	53	エチルベンゼン	1,236	31.8
2	80	キシレン	1,132	29.1
3	300	トルエン	955	24.6
4	186	塩化メチレン	118	3.0
5	737	メチルイソブチルケトン	116	3.0

・公共用水域

順位	物質番号	物質名	排出量 (トン/年)	総水域 排出量比(%)
1	598	塩素酸並びにそのカリウム塩 及びナトリウム塩	94	54.8
2	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	22	12.7
3	405	ほう素化合物	11	6.6
4	1	亜鉛の水溶性化合物	10	6.0
5	150	1,4-ジオキサン	5	2.9

(3) 特定第一種指定化学物質の県内での排出等状況

P R T R法においては、令和6年度の届出対象515物質のうち、発ガン性を有するなど特に有害性の高い物質として、23物質を「特定第一種指定化学物質」に指定しています。表2-7に、県内における当該物質の排出等状況を示しています。

【表2-7 特定第一種指定化学物質の排出状況】

物質番号	物質名	排出量 (トン/年)	移動量 (トン/年)	合計 (トン/年)
12	アセトアルデヒド	1.2	0.0	1.2(1.1)
33	石綿	0.0	2.3	2.3(1.9)
56	エチレンオキシド	3.5	5.1	8.6(9.1)
75	カドミウム及びその化合物	0.7	35.8	36.5(10.8)
88	六価クロム化合物	0.5	0.0	0.5(0.5)
94	塩化ビニル	20.0	0.0	20(21)
160	3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン	0.0	0.0	0(0)
178	1, 2-ジクロロプロパン	0.0	0.0	0(430)
243	ダイオキシン類	0.7	11.7	12.4(8.8)
281	トリクロロエチレン	0.1	1.7	1.8(0)
299	トルイジン	0.0	3.8	3.8(2.5)
309	ニッケル化合物	0.7	82.8	83.5(82)
332	砒素及びその無機化合物	0.4	64.8	65.2(66.1)
351	1, 3-ブタジエン	1.5	0.0	1.5(1.5)
385	2-ブロモプロパン	0.0	0.0	0(0)
394	ベリリウム及びその化合物	0.0	0.0	0(0)
397	ベンジリジン=トリクロリド	0.0	0.0	0(0)
400	ベンゼン	6.9	0.0	6.9(7.7)
404	ペンタクロロフェノール	0.0	0.0	0(0)
406	P C B	0.0	0.0	0(0)
411	ホルムアルデヒド	1.3	0.2	1.5(0.9)
697	鉛及びその化合物	0.3	23.4	23.7(33)
706	ビス(トリブチルスズ) = オキシド	0.0	0.0	0(0)

備考 1 単位はトン/年 (ダイオキシン類はg-TEQ/年)

2 合計 () 内は、令和5年度実績

(4) 届出外排出量の推計

- ① 経済産業省及び環境省では、対象事業者から届け出られた第一種指定化学物質の排出量以外の排出量（届出外排出量）について、以下の事項ごとに統計資料等を基に推定・算出しています。

- ② 本県における令和6年度の届出外排出量は、2,747トンと推定されており、全国届出外排出量(193,133トン)の約1.4%を占めており、その内訳は表2-8のとおりとなっています。

【表2-8 届出外排出量の内訳】

項目	排出量 (トン)	総届出外 排出量比 (%)
対象業種	648	23.6
非対象業種	1074	39.1
家庭	620	22.6
移動体	404	14.7
自動車	228	/
二輪車	12	
特殊自動車	24	
船舶	137	
鉄道車両	3	
航空機	0	

- ③ 届出外排出量の多い物質については、表2-9のとおりとなっており、上位5物質で全体の約50%を占めています。

【表2-9 届出外排出量の多い物質】

順位	物質番号	物質名	排出量 (トン)	総届出外 排出量比 (%)
1	80	キシレン	388	14.1
2	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	349	12.7
3	300	トルエン	292	10.6
4	62	マンコゼブ	211	7.7
5	53	エチルベンゼン	139	5.1

4 注意事項

本公表内容における数値は、端数処理のため合計と小計が一致しない場合があります。

5 個別事業所の開示

国では全国の個別の事業所から届出のあった排出量等のデータについて、ホームページ上で公表するとともに、各省庁に窓口を設置し、一般の方からの開示請求を受け付けています。

開示手続等については、以下の窓口までお問い合わせください。

・ 経済産業省

経済産業省製造産業局化学物質管理課内 P R T R 開示窓口

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

Tel 03-3501-0080 Fax 03-3580-6347

ホームページ https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/7.html

・ 環境省

環境省環境保健部環境安全課内 P R T R 開示窓口

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

Tel 03-3581-3351 (内線6358) Fax 03-3580-3596

ホームページ <https://www.env.go.jp/chemi/prtr/kaiji/kaiji2.html>

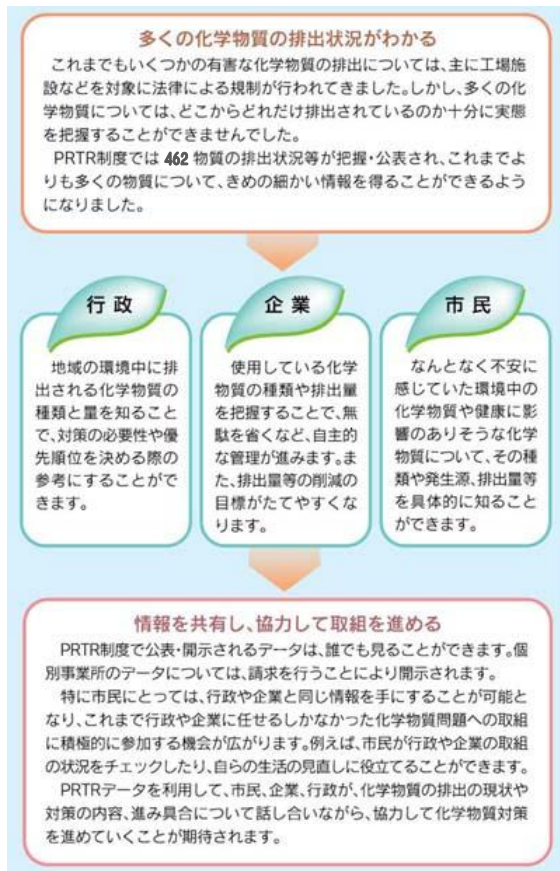
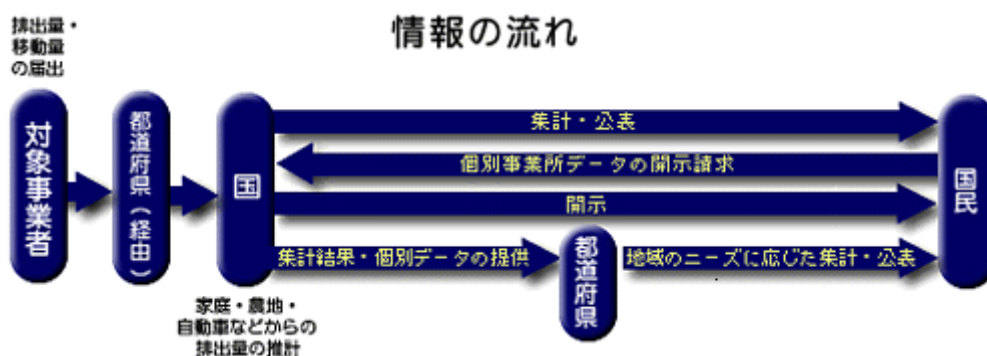
(別紙)

P R T R制度の概要

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register : 環境汚染物質排出移動登録)とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。

対象としてリストアップされた化学物質(第一種指定化学物質; 令和6年度対象化学物質 515物質)を製造したり使用したりしている事業者は、環境中に排出した量と、廃棄物として処理するために事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出ます。

行政機関は、そのデータを整理し集計し、また、家庭や農地、自動車などから排出されている対象化学物質の量を推計して、2つのデータを合わせて公表します。



P R T R制度によって、毎年どんな化学物質が、どの発生源から、どれだけ排出されているかを知ることができるようになります。

また、事業者は、環境保全のための行動について自主的な取組を進めることが求められており、将来的な化学物質の排出抑制が期待できます。

諸外国でも導入が進んでおり、日本では1999(平成11)年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P R T R法)により制度化されました。

届出対象事業者の要件

以下の3つの要件に全て該当する事業者については、PRTTR法に基づく第一種指定化学物質の排出量等の届出が必要です。

1 対象業種

営んでいる業種が表1-2の業種に該当する事業者

2 従業員数

事業者全体として、常時使用される従業員数が21人以上の事業者

3 事業所の要件

次のいずれかの事業所を有する事業者

- ①いずれかの第一種指定化学物質^{*1}の年間取扱量が1トン以上である事業所
- ②いずれかの特定第一種指定化学物質^{*2}の年間取扱量が0.5トン以上である事業所
- ③金属鉱業又は原油・天然ガス鉱業を営み、鉱山保安法に規定する建設物、工作物その他の施設が設置されている事業所
- ④下水道業を営み、下水道終末処理施設が設置されている事業所
- ⑤ごみ処分業又は産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む）を営み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設が設置されている事業所
- ⑥ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設が設置されている事業所

なお、③～⑥を有する事業者については、(特定)第一種指定化学物質の年間取扱量にかかわらず、1及び2の要件に該当する場合、届出が必要です。

*1 第一種指定化学物質とは、人の健康、動植物の生息・生育及びオゾン層破壊等に影響を及ぼすおそれのある物質で、製造及び使用等の状況からみて、相当広範な地域の環境において継続して存すると認められるものであり、令和6年度は515物質が対象となっている。

*2 特定第一種指定化学物質とは、第一種指定化学物質のうち、発ガン性を有する等特に影響が強いと考えられる物質であり、令和6年度は23物質となっている。